

小松飛行場における定期的な国際貨物便の運航に係る確認書

平成6年1月7日付「小松飛行場における国際貨物定期便の就航に関する覚書」に基づき、小松飛行場における定期的な国際貨物便の運航に関し、防衛省、国土交通省及び石川県は、下記のとおり確認する。

なお、平成6年1月7日付「小松飛行場における国際貨物定期便の就航に関する確認書」及び平成8年3月13日付「小松飛行場における国際貨物定期便の運航便数の変更に係る確認書」は、廃止する。

記

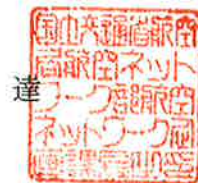
1. 定期的な国際貨物便の運航内容は、次のとおりとする。なお、以下の内容を変更する場合は、防衛省、国土交通省及び石川県で改めて協議するものとする。
 - (1) 運航便数は、週6便以下とする。
 - (2) 小松飛行場における最大離陸重量は、420 t以下とする。
2. 小松飛行場の滑走路等に関し、定期的な国際貨物便の運航において、ICAO基準によるコードF機材の運用に起因する損傷が生じた場合、防衛省（小松基地）は、その対応について3者により協議するものとする。なお、本条の規定は、次期滑走路改修までの措置とする。
3. 増便に係る周辺住民への調整は、県において必要な措置を講ずることとする。
4. 本確認書に疑義が生じた場合は別途協議するものとする。

平成29年12月1日

防衛省 整備計画局施設整備官 杉山 真人



国土交通省 航空局航空ネットワーク部
航空ネットワーク企画課長 大野 達



石川県 企画振興部長

吉住 秀夫

